

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料（保育料、授業料・入園料）】

- **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
- 幼稚園の利用については、月額2.57万円を上限に無償となります。
- 無償化の期間は、年少児から年長児までの3年間です。  
(注) 幼稚園において、満3歳で入園した場合は無償化の対象となります。
- 私立幼稚園に通う子供については、無償化となるための認定など手続きが必要になります。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**
- (注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します

### 【実費負担となるもの】

- **園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**

### 【その他の免除など】

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
- 年収360万円未満相当世帯の全ての子供たちと第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 現在の多子軽減制度を継続し、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 第2子・第3子のカウント方法は、これまでと変わりません。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

※認定こども園幼稚園コース(1号認定)の子どもも対象です。

### 【対象者・利用料】

- 市の「**保育の必要性の認定**」に該当する場合は、**無償化の対象となります。**

(注)原則、通われている幼稚園を經由して申請が必要です。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)が必要です。

- 幼稚園の利用料に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市の「**保育の必要性の認定**」を**受ける必要があります。**

(注1)保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)が必要です。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前児童で「児童発達支援」「保育所等訪問支援」を利用されている3歳から5歳までのお子さんの発達支援利用料が無償化されます。**

(すでに中津川市は、市の単独事業により就学前児童の発達支援利用料が無償化されています。)

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

問い合わせ先:中津川市 TEL:0573-66-1111

教育委員会事務局幼児教育課(内線4221.4227.4228)・市民福祉部社会福祉課(内線640)